



福岡医発第 886 号 (地)

平成 30 年 6 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

指定難病の更新申請時における臨床調査個人票の作成について

大分県福祉保健部健康づくり支援課長より標記の件について周知依頼がありました。

臨床調査個人票の改正については、平成 29 年 4 月 26 日付福岡医発第 321 号 (地) 「指定難病の追加並びに診断基準及び重症度分類等の改正等について」にてお知らせしておりましたが、その中で、指定難病患者データベースシステムへの円滑なデータ登録に資するよう様式が全面的に改正されており、OCR (光学的文字認識) の読み取り精度向上のため、厚生労働省ホームページから PDF ファイルをダウンロードし、パソコンにて入力・作成することが推奨されております。

本県においては、従来どおり、福岡県庁より特定医療費 (指定難病) 受給者へ臨床調査個人票を更新申請案内に同封してお送りしておりますが、大分県では昨年度より厚生労働省の推奨に沿って、特定医療費 (指定難病) 受給者への更新申請案内に臨床調査個人票を同封していないとのことです。

本件は、大分県の特定医療費 (指定難病) 受給者が本県の医療機関へ受診した際の、パソコンを利用した臨床調査個人票の作成依頼となっておりますが、パソコンを利用した臨床調査個人票作成に 対応できない医療機関については、下記担当課より FAX で臨床調査個人票をお送りし、手書きで記入頂いたものを返信する方法でも対応可能とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、難病指定医及び協力難病指定医におかれましてはご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本県において指定されている難病指定医及び協力難病指定医については、福岡県のホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

記

【厚生労働省ホームページ URL】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

【福岡県ホームページ URL】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nanbyou270101.html>

以上

大分県福祉保健部健康づくり支援課
がん・難病対策班 担当：佐藤
TEL：097-506-2677
E-Mail：sato-ei@pref.oita.lg.jp

(公印省略)

健康第 963 号
平成30年 6月 6日

福岡県医師会長 殿

大分県福祉保健部健康づくり支援課長

指定難病の更新申請時における臨床調査個人票作成のご協力について（依頼）

平素より、難病対策の推進につきまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定難病の支給認定にあたっては、都道府県知事の指定を受けた医師（難病指定医または協力難病指定医）が臨床調査個人票を作成することとされています。

平成29年4月の臨床調査個人票の様式改正により、OCRの読み取り精度向上のため厚生労働省ホームページからPDFファイルをダウンロードし、パソコンにて入力・作成することが推奨されていることから、本県では特定医療費（指定難病）受給者への更新申請案内に臨床調査個人票を同封しておりません。

本県の受給者が貴県の医療機関にて臨床調査個人票作成の依頼がありましたら、臨床調査個人票を作成のうえ交付いただきますよう、貴会会員への周知方よろしく願い申し上げます。

記

厚生労働省ホームページ URL

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

大分県福祉保健部健康づくり支援課

がん・難病対策班 担当：佐藤

TEL：097-506-2677

E-mail：sato-ei@pref.oita.lg.jp

